

2018  
2  
February

日本福祉施設士会 生涯学習誌

# 福祉施設士

Japanese association of Directors of Social Welfare Institutions

## 「福祉施設士行動原則の実践」

あんでな

- 日本福祉施設士会12～1月の活動報告
- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について
- 事務局からのお願い「会員名簿の作成に関するお願い」
- メールアドレスを登録して「メールマガジン」を読んでみよう！



## 日本福祉施設士会倫理綱領

日本福祉施設士会は、あらゆる人々の尊厳を重んじ、福祉施設の運営に精励し、国民の信頼に応えるべく、ここに会員自らの倫理綱領を定めるものである。

福祉施設士は、社会福祉施設の運営、管理の責任を担うものであり、社会福祉に関する深い専門的知識・経験の蓄積と倫理性、公共性に基づいた社会的責任を自覚し、福祉活動を展開しなければならない。

- 1 ..... 福祉施設士は、利用者の基本的人権を尊重し、国民福祉の向上に努める。
- 2 ..... 福祉施設士は、福祉施設運営の質的向上に努め、利用者中心の福祉サービス充実を図る。
- 3 ..... 福祉施設士は、地域福祉向上のため、積極的にその役割を果たす。
- 4 ..... 福祉施設士は、社会福祉における専門家としての自覚をもち、創造性と開拓性を発揮すべく自己の研鑽に励む。

(昭和58年11月12日 決定)

(平成21年3月18日 一部改定)

### 日本福祉施設士会とは

施設運営・管理全般にわたる生涯研修の実施、「福祉 QC」活動の普及など、たゆみない歩みを続けている社会福祉施設業種を横断した福祉施設長の自主的な組織です。事務局を全国社会福祉協議会・法人振興部内におき、会費を財源に自主的活動を続けています。

### 「福祉施設士」とは

「福祉施設士」とは、全国社会福祉協議会が社会福祉施設長を対象に毎年開催している「福祉施設長専門講座」(昭和63年に「福祉施設士講座」より改称)修了者に、全社協会長が授与するものであり、平成29年3月現在、全国で約5,300名の有資格者がいます。

## ② リーダー・躍動！

福祉施設士と「第三者評価事業」の実践から

社会福祉法人県北報公会 理事 村上 耕治

## ⑧ 福祉施設士のめざすもの

人財不足への挑戦 ～人財育成ガイドラインの整備～

社会福祉法人甲南会 特別養護老人ホームせせらぎ苑  
苑長 尾崎 美登里

## ⑪ 「福祉施設士行動原則の実践」

社会福祉法人きたば会における地域に対する取り組み事業について

社会福祉法人きたば会 対策室 室長 白井 真司

## ⑱ DSWI スクエア

第28回日本福祉施設士会近畿ブロックセミナー滋賀大会 報告

第58回北海道福祉施設士会ブロックセミナー 報告

## ⑳ あんてな

- 日本福祉施設士会12～1月の活動報告
- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について
- 事務局からのお願い「会員名簿の作成に関するお願い」
- メールアドレスを登録して「メールマガジン」を読んでみよう！



# リーダー・躍動!

国は、「地域共生社会」の実現を打ち出し、住民や関係者等の多様な主体が、生活上の課題を「我が事」・「丸ごと」として受け止めてつながり、これからの地域を共に創るための政策を推進している。地域での実践に際しては、複雑・多様化した課題に多機関・多職種で構成されるチームで向き合うことが求められている。

こうした中、実践の推進役を担い、人と組織(チーム)の成長を導くリーダーの力を高めていくことがより重要となっている。施設福祉と地域福祉の推進に貢献する専門家として、福祉施設士の力量の発揮が求められている。

本連載では、地域で躍動する福祉施設士に求められる視点について、各分野で活躍する方々へのインタビューを通して考える。

## 福祉施設士と「第三者評価事業」の実践から

(秋田県)

社会福祉法人県北報公会 理事 村上 耕治  
(障 12 期 No. 1730)



——現在の村上さんは、社会福祉法人とNPO法人に関係しているようですが。

社会福祉法人の経験がありますが、気が付いたらNPO法人の仕事に夢中になっていました。というのは、振り返ってみますと、私の所属していた社会福祉法人の「成り立ち」が、常に社会のニーズに即して考え、その考えを行動に移す形で実践してきたことから、その先輩たちによる影響が大きいと思っています。その延長線上で、現役退職後「新しい自分を見直す」ことを考えた時、「NPO法人」の仕事に大きな価値を見出し

たものと思っています。

——まず、所属していた社会福祉法人が、今日に至るまでの経過をお聞かせください。

社会福祉法人県北報公会は、昭和30年にスタート(創立者の自宅開放)しました。当時は、施設の開設が先でそれから数カ月後に法人認可がされるというものでした。当法人が「児童養護施設」から出発したのは、もちろん孤児もいたわけですが、秋田県には職種に応じて季節労働者「出稼ぎ」が多く、そのまま、親の一人が



県外に定着してしまうケースや、いわゆる今でいうところの「ひとり親家庭」や「貧困家庭」が多かったからだと思います。措置されてきた子どもたちは「お腹がすいて」いるので、地域住民に迷惑をかけるような「畑あらし」や商店からの「盗み」などしていました。何度頭を下げている先輩職員を目にしたことかわかりません。

次にそのような子どもたちが地域住民に慣れ親しんでもらうために法人が考えたことは、「保育園」を創ることでした。当初は養護施設の敷地内に設置する予定でしたが、地域の人たちがその趣旨を分かってくれたため保育園となる敷地を無償で提供してくれました。そのことを後で知った私は、大変感激したことを覚えています。現在、その保育園の定数は120名になっています。ところが当時、「養護施設」の印象が「孤児院」の印象から抜け切れていなかったため、親がいないというだけで、子どもは「養護施設」に送られてきてしまうという課題も生じていました。

そして、法人3番目の施設として開設されたのが「知的障害児(当時は、精神薄弱児施設と呼ばれていた)施設(定員30名)ですが、障害の持っている子どもも中心になるような施設が必要との考えから、重度の子が生活する棟(定員20名)を増築しました。しかしながら、当然子どもが成長すると大人になるので、そのニーズに応え「更生施設(30名)」の建設も行い、増築はさらに進んでいきました。国際障害者年(1981年S56年)を記念して建設された第4番目の施設がこれにあたります。法人は、大所帯となってしまった施設の運営費を捻出するため、更に収益事業である「木工場」も開設、知的障害者の働く場として「農事組合法人」にも挑戦、今は職員となった後輩たちが自然農法の手法から自給自足を目指し実践活動を行っています。

当時を振り返った時、「麺・豆腐工場」や「パ

ン工場」建設のため、助成財団への働き掛けを行いました。駄目だと言われた要件でも「粘り強く」寄せては返す波のように「ダメでもともと」という考えで、助成財団へ交渉したことが思い出されます。若い頃は、とにかく入所されている方々のニーズ・生活を満足できるところまで引き上げられるかということが課題となっていました。大げさに言えば、夜も昼も考え、受け皿作りにまず行動したものです。現在の福祉政策は、私たちから言わせると、権利擁護の面において30~40年前に実現できたものに近いです。(→<http://www.yoshinosato.or.jp/>)

——「福祉施設士会」では、「障-12期」生となっています。

「福祉施設士」の資格は、当法人の3番目の施設である「障害児施設」の在籍時に取得したもので、研修会が熱海で行われていた時代です。この頃は、私の技術面でのスキルを身につけるための成長期だったと思いますが、利用者の変化に対応するため何にでも挑戦したものです。当時の福祉施設士会のメンバーの意欲に燃えている姿を感じ取り、福祉施設士の資格がもらえて非常に喜んだものです。例えば、4段階のステージに分かれて研修する「感覚統合療法」についての研修では、助成団体の協力をいただき、そのことを実践する治療棟を増築したり、資格取得のため作業療法士とともに米国に渡り、療法の実際について研修(開発者のエアーズ女史の治療室)を受けたりしました。更には、脳発達が進んでいない子どもに対して、運動発達の面からアプローチした「感覚と運動のプログラム」という支援方法など夢中になって技術を身に付けたものです。この実践が後に「三つ子の魂百までも」といった発達段階を見出した小児科医との巡り合わせにつながり、現役退職までの20年間、外来の相談支援や療法の実践を、

「親こそ最良の教師」とする支援方法の下、保護者にも協力してもらい継続して行ってきました。私には、3歳未満で発達の・系統的な療育を受けた子どもが普通領域に至るまで支援した経験がありますが、年を経て6歳以降に成長した障害を持っている子どもとの接触は「寄り添い・見守りを中心」にした、その子が安心できる環境を調整し丁寧な個別化を図ってあげることが、その子がその後、発達・成長を遂げることにたいへん重要であるという感じがします。そこでは、本人に「自分の現在はこれでいいんだ」という安心感を感じてもらえるような養育環境が必要になります。この安心が発達を促すことを今でも非常に印象深く感じています。専門家が直すのではなくその子の親が関わり、そのための技術を共にしその子の成長を流れの中で考えるのです。福祉施設士に巡り合って「諦めないでやりとおす」ことができています。

——日本福祉施設士会に入会したことについて、振り返ってみてください。

一言でいえば、とにかく自分の存在そのもの、仕事も含めて「人生のモチベーションが上がった」と思っています。少し大袈裟ですが、同じ人生は二度とない、昨日は二度とやってこないし、明日になったら明日が今日です。結局は「今日を、今をどのように自分にとって納得のいく、かけがえのない生き方をするのか」ということです。そのように自分の意識を方向づけて、そのような方向に自分を向かわしめるような努力が必要になってくるということです。自分にとって刺激となってくれた日本福祉施設士会は、とても有意義な経験であったと思っています。ただ、今の段階で残念なことは、現役を過ぎ、しかも後期高齢者になった場合、「生涯学習」を継続できていけるかどうかということです(笑)。

話を元に戻しますが、当法人では、平成12

年にISO(【International Organization for Standardization(国際標準化機構)】の略称)を取得したことにともない「リスクマネジメント」の資格を各施設の指導的立場にある職員に取得してもらい、その翌年の秋には、「福祉QC」を導入しています。導入のスピードが少し早かったのですが、それなりに職員達が付いてきてくれましたので、助かったことを思い出します。そのようなことはとても刺激的で、自分なりに施設運営に貢献してきたというプライドがあります。お陰さまで、後輩の職員達がそのような法人運営のシステムを維持してくれているので、今は外部から寄り添うように法人とその傘下の施設の経営を見ていることができます。と言うのも、施設長は全て「福祉施設士」ですから。福祉施設士を介して共通性が築けます。

この他にも、まだまだプライドを持つことができました。施設長の時、当時法人には130~150名の職員がおり、「ドイツのシュタイナー教育」見学のためと称して、全職員が「無尽講」の考え方をまねて出資し、それをもとに毎年職員が1週間、順番にドイツに研修に行けるよう工夫したことや、児童養護施設時代には、子どもに自信を持ってもらえるように子どもたちと台湾旅行(当時の全国養護施設協議会・高校生交流会のお返し旅行)を企画したりしました。その結果、現在行っている海外交流は、児童養護施設が主体となり韓国の児童養護施設と交流を行っており、もう12年になります。途中から近所の社会福祉法人も合流して交流しています。

更に、法人の行事として「吉野子どもの村祭り」というものがあります。四国の鳴門市にある「大麻福祉のまち」という社会福祉法人(当時障害者施設中心)で「草の実まつり」と称し「草餅」を住民ボランティアが創って販売しているということを知りつけ、職員とともに見学に行き、これを真似て導入したものです。国の制定する国際

障害者年(ノーマライゼーション)の年にスタートし、現在では第34回目に至っています。始まりは、前述の「障害者更生施設」オープン時にあたります。当初は2日間の開催でしたが、町の人口の半分ぐらいを集客しました。

話の内容が飛躍したり、順序が前後してしまいましたが、社会福祉法人に勤めた現役時代を振り返ってみました。私の代で社会福祉法人、施設経営に関して導入できるものは、一生懸命に実践させていただきました。したがって、次世代にバトンタッチできるものと判断し現役を退職できたわけです。福祉施設士会に所属し大いなる「意欲と実現する勇氣」をいただいたことに感謝しています。

——次に、第三者評価事業についておたずねします。秋田県の福祉施設士会をどうしてNPO法人化したのですか。

退職し一人になって考えたことは、自分の今までの施設経営は、はたして第三者から見るとどういうものであったのか、「親の七光り」が影響していたのではないかと等なことでした。NPO法人化は、このような複雑なしがらみからの脱出であったような気がします。私は、小学4年生から児童養護施設で育っており、創立者は自分の父親なので、それに甘えなくなかったからです。親父に出来て私にできないはずがない、という対抗意識からかもしれません。いずれにせよ、平成18年の春の退職時に、ちょうど秋田県で「第三者評価事業」がスタートしたので、福祉施設士会の秋田県支部がこの事業を受託することを考え、勇氣を出して当時10名の会員に提案しました。不安がいっぱいでありましたが、幸いにも一同賛同していただき、今では感謝あるのみです。そして、平成20年の1月に臨時総会を開催、同年度中にNPO法人化を申請、同年秋に「調査者養成研修」を開いてもらい、

平成21年度夏には障害施設の第三者評価事業をスタートしています。

——第三者評価事業の現状はどのようになっているのでしょうか。

それこそ最初は「無我夢中」でしたので、受審施設に多大なご迷惑をおかけしたと思います。事業は現在のように充分には知れ渡っていませんでしたが、受審施設側では意欲的に試行してみようと考えていたようです。平成24年度から、社会的養護関係施設(児童養護施設・乳児院・情緒短期治療施設・自立支援施設・母子生活支援施設)が措置施設として受審が義務化され、当NPOでは、社会的養護や障害部門はじめ、保育所・老人施設の第三者評価も用意しています。

(受審施設については→<http://akitadswi.html.xdomain.jp/>参照です。)

特定非営利活動法人  
**秋田県福祉施設士会**  
よりよい施設福祉サービスを目指して

トップページ | 福祉施設士会とは | 活動報告 | 福祉サービス第三者評価 | リンク

よりよい施設福祉サービスを目指すためには  
「福祉サービス第三者評価」  
への申し込みをお勧めします

特定非営利活動法人 秋田県福祉施設士会のホームページへようこそ。  
当会は日本福祉施設士会秋田県支部が母体となり、社会的認知を得るために「秋田県福祉施設士会」の名称でNPO法人化したものです。  
「福祉サービス第三者評価事業」を実施する第三者評価機関として主に活動しています。

**お知らせ**

当ホームページのアドレスを変更しました。以前のアドレスにアクセスいただいた場合、自動的にこちらへ転送されます。  
新しいアドレスは <http://akitadswi.html.xdomain.jp/> となります。ブックマークをよろしくお願いたします

**新着情報**

2017年4月5日	第三者評価28年度分を更新しました。活動報告をご覧ください。
2016年4月3日	第三者評価27年度分を更新しました。活動報告をご覧ください。
2015年9月1日	受審料金を改定しました。福祉サービス第三者評価をご覧ください。

お問い合わせは  
ここをクリック

特定非営利活動法人  
秋田県福祉施設士会  
〒018-3454  
秋田県秋田市神子町13-281-4  
TEL 0186-60-1071

※このページの掲載先

Copyright © 2017 AOKITA-KEN SWI All rights reserved.



——そこから得た知識や「ものの考え方」は、どのようなものでしたか。

第三者評価に関しては、法人や施設が自らのサービス提供がこれで良かったのかということ自らが進んで組織的に点検することになっており(社会福祉法78条)、いわゆるサービスの質の向上を目指そうとすることで、その質の向上の具体的評価項目は国が決めています。社会的養護の推進は、全国統一的に行われますが、第三者評価受審は、各都道府県に委ねられておりますので、評価受審施設数は県によってかなりのバラツキがあります。東京都のように施設運営費の交付に関しての交換条件みたいに位置付けることによって、もっと地方でもサービスの質の向上に関する意識が根付いてくるとは思います。地方と中央ではかなりの意識の差があると思います。

そのような状況ですが、第三者評価の受審施設は、質向上のためかなりのレベルが要求されているはず。現在では、報酬改定に合わせて各種別でも矢継ぎ早に指針や法律改定が進められているため、同種事業者では情報の収集に追われ、それに合わせた施設維持に汲々とし、第三者評価の受審どころではなくなっています。それだけニーズの複雑多様な社会となったことにより、国においても政策転換が要求されており、特に少子高齢化をどのように乗り切れるかが今後の政策課題となっています。

第三者評価事業を実施してから10年近くになりますが、その前の現役時代での「施設経営の独りよがり」ではなく、指針や法律改正・ガイドラインなど種別を超えた知識とその流れの把握が必要となりますので、客観的公正的な立場で、法人・施設運営が見えるようになりました。今後より一層、現場レベルにおけるサービスの質の向上の追求に励みたいと思っています。

少し具体的に言えば、第三者評価の種別共

通項目(社会的養護・保育所・障害・高齢者共通)に法人・施設経営の「中長期ビジョンによる計画の策定」があります。単年度の事業計画は、中長期計画を踏まえて策定されるべきものとなっていますが、今までの受審施設では、どの施設、事業所においても策定できていません。したがって、毎年同じ運営をしているということで、その体制を転換する必要があります。法人、施設、事業所は現状を維持することだけでなく、「あるべき姿」を組織全体(関係する全職員)で共有し、意識的に質の向上に取り組む必要があります。更に、自己評価(毎年の組織的評価)とともに、積極的に「苦情解決」にも取り組み、公表するような姿勢が必要です。

——第三者評価事業の調査者経験から、今後の社会福祉法人・施設の在り方をどう考えますか。

時代は変化しており、目下のところ少子高齢化社会をどのように乗り切っていけるかが今の国の政策課題となっていますので、社会福祉法人も公益事業に加担していく必要があります。改正社会福祉法に規定されているように地域に存在する施設は、今までは個々バラバラの経営から福祉施設等はじめ地域住民を主体としたニーズをもとにするため、関係機関同士の連携が必要になり、相談機能やその窓口を明らかにしつつ、誰でも住みよい暮らしをする条件づくりの風土を築き上げていかねばなりません。その範囲は、市町村単位の行政地区であり、さらにきめ細やかなニーズの拾い方をすれば、小学校区単位や中学校区単位で行っていくことも提案されています。国の予定では、2020～2025年に社会福祉法人を含む全国一斉展開がなされると思っています。社会福祉法人は地域における行政の補完として地域のニーズを把握すると同時に各専門分野での実践展開が求められています。

社会福祉法人側は、地域のニーズに対しては、施設や法人が得意分野で連携しながら応えていくという発想に変えていくことが大切です。自施設のサービス提供を第三者評価によって地域住民にアピールするのもよいでしょう。また、「福祉施設士」としてその活躍を地域から評価してもらうのも良いことだと思います。いずれにしても地域福祉の理念が問われます。「我が事、丸ごと」の理念がどのように地域に浸透していくのか未知数ですが、社会福祉法人等がこれに加担すべきです。福祉施設士の活躍を期待したいものです。

まとめのようになりますが、「福祉施設士」の在り方としては、現役時代の福祉施設士は、仕事を通して自他ともに磨き合う。リタイア後の福祉施設士は、仕事を通して磨いたものを地域社会に還元する。単純なようですが、このように考えることは、人間が活かされている真理ではないでしょうか。地域の中に開かれた社会福祉法人を築き上げるために、困っている人を一人も逃さない覚悟が必要でしょう。

もう一度考えてみてください。「福祉施設士」の活躍を期待したいものです。

## 人財不足への挑戦 ～人財育成ガイドラインの整備～

(滋賀県)

社会福祉法人甲南会 特別養護老人ホームせせらぎ苑 苑長

尾崎 美登里

(老-39期 No.5299)



社会福祉法人甲南会 特別養護老人ホームせせらぎ苑は、平成9年4月に地元、甲賀市甲南町(旧甲賀郡甲南町)の熱い思いを受けて設立した施設である。特養の他にショートステイ、ケアハウス、デイサービスセンターを併設し、平成20年には(認知症)グループホーム、平成26年には訪問介護事業を開始した。職員数は現在、常勤が64名、非常勤が87名、合計151名という状況で、開設時の合計50名から3倍の職員数となっている。



### 1 人財不足からの取り組み

現在、社会的にも課題となっている人財不足は、10年ほど前から当苑でも問題となり始めた。ちょうど10年前は、グループホームの立上げ準備をしており、安定していた特養の人財を人事異動で分散したことと、リーダー職員の退職が重なり、それに引き続いた介護職員の退職が相次ぎ、退職率は30%近くに上った。そして、採用活動をするも、なかなか以前のような応募がなく、採用に苦戦する時代に入ったのを実感した。その時の対策は、「資格要件を外した募集」であり、正規職員では応募が少ないため、非常勤職員の採用にも力をいれた。それにより、人員は何とか確保出来たが、介護未経験者や無資格者が多く、離職率(採用から1年以内の退職率)が上昇し、結果的に翌年には30%以上の離職率となった。

採用については、ウェブを含めあらゆる手段で取り組みを進めているが、特別効果が高いと



## 福祉施設士のめざすもの

いう手段には今のところ辿り着けていないが、職員が安心して、モチベーションを高く維持しながら働けることに力を注ぐこと、つまり人財の定着率を高めることが、より良い人財の採用にも繋がる最良の策であり、取組として、①人財育成ガイドライン(キャリアパス)の整備、②新人研修とブラザーシスター制(メンター制度)の見直しと徹底、③定期面談の実施、④労働環境の改善を実践してき、それにより、平成27年度の退職率は15%と平均的な割合まで改善することができた。

福祉の職場を選ぶ理由として、「働き甲斐があり、資格や技能が活かせる仕事である」が高い割合を占めている。つまり私たち施設の管理者は、職員の「キャリアアップ」の機会を確保し、それにより職員自身が成長を実感できることが重要である。具体的には、最近では特に無資格者や未経験者が多いことから、まず初めて福祉の職場で安心して仕事のノウハウが学べ、一定の仕事を覚える。その後個々の利用者に対してのより良いケア等を提案し、実践し、評価できるようになる。そして何よりそれぞれの段階で、利用者に喜んでいただけることが、介護職員のモチベーションに繋がりと、定着につながる。そしてその過程の中で、失敗したり、迷ったり不安になった時には、丁寧な指導や相談の場面、研修の機会の提供、声かけや面談、評価し役割を与えたりといったことを組織的により効果的に行うことが重要である。そのためにはまず、施設内での指導や育成を、誰もが同じように取り組める指針が必要であり、当苑では、それを人財育成ガイドライン(キャリアパス)として整備し、ブラザーシスター制で丁寧に指導や声かけを行っている。

次に、退職の理由としては、①人間関係の問題と②法人理念や方針への不満が多いと言われているが、まず、①職場での人間関係では、上司や先輩との関係や同僚との関係、そして後輩、部下との関係と様々な人間関係がある。それらを職員個人任せにするのではなく、まず新人には職場コミュニケーションの考え方を指導し、リーダーになる職員には、内外の研修で部下を指導する際の声かけの方法やコミュニケーションの手法を訓練する機会を提供している。その上で、それらを補完することも含め、面談に力を入れている。苑長である私が「面談」として行うのは、年に1回一人45分～60分程度であるが、それ以外に、出張報告会と称した面談を随時行なっている。職員は外部研修で学んだ事をA4用紙1枚にまとめ、私と部門長の前で報告する。研修に行きっぱなしではなく、学んだことを現場でどのように活かせるかなどフィードバックをしながら面談することで、職員も研修した目的と成果を内省し、今後どのような学びに繋げていけるかを共有し、さらなる能力向上につなげる。

苑長以外の面談としても、各部門長からの面談、新人の場合はブラザーシスターからの面談、そしてブラザーシスターもその上司からフォロー面談を受けるなど、定期的にいろんな職員と話ができる機会を設けている。「面談」を通して、職員個人の考えや不安、不満が知れることに合わせ、思いこみや勘違いしてなど誤解の修正の機会、業務改善の提案の機会にもなり、面談以外でも疑問や不安があれば、誰かに相談出来るという風土となっている。また誰でも、結婚や出産、自身や家族の疾病、家族の介護など、プライベートで今までと違った責任や価値観

にぶつかり悩みを抱えることがある。どうしても休職せざるを得ない状況もあるが、その都度私は、「これからもせせらぎ苑で働き続けたいか」を問う。そして「せせらぎ苑で働き続けたい」という職員の強い意思を受け、復職支援に力を入れる。職員が「職場復帰したい」と言ってくれるとき、いつもその職員の「せせらぎ苑」に対する愛情を感じる。そこに応えるには、やはり愛情のある対応である。もちろん、苑長として規程や基準は弁えておき、他の職員が見ても「公正である」と思ふような判断で行動しなければならないため、私が今まで福祉現場の経験で培った「冷たい頭と熱い心」は非常に有効である。そしてまた、復職を目指す職員を支えるのは、一緒に働く職員が「再び一緒に働けることを待ちながら現場を支える」という姿勢であり、そういう風土があることを自負している。こういった一連の取り組みの中で、苑長として、職員の不安を受け止め理解し、職員自身が内省できるような傾聴のスキルと労務に必要な制度を活用し、時には法人として規程を整備できるための知識や技能を身につけておきたい。

また、②法人理念や方針への不満について、基本理念は、職員が迷ったときの判断基準であるため、まずは、採用段階から、「社会福祉法人」の説明に合わせ、基本理念を紹介している。

※せせらぎ苑では「人材」を「人財」と表現し、「人件費」から「資産」へという捉え方をしています。

そして、採用初日においても、改めて確認しておく。それでも、入職後、繰り返し説明や確認が必要であり、毎年の事業計画作成時に、各部門長へ部門計画をヒアリングする際、基本理念とそれに対する課題や思いも含めて提示することとしている。そして、私自身も日々、基本理念から外れない判断で事業を進めていくことが職員に示すべき姿だと肝に銘じ行動している。

## 2 これからの課題

今後、ますます深刻になる人財不足に合わせ、特養入所者の重度化や、利用される高齢者とその家族等の福祉施設への期待も多様化する。それに対し、職員の心身の負担は一層増し、職員のモチベーションを、どのように維持し高めていくかが人財の定着の重要なポイントになってくる。介護福祉士という資格を目指し学校で学び入職してくる介護の仕事への理想が高い職員、無資格未経験で生活を支援することから現場で学ぶ職員、私生活に多様な課題を抱えた職員など、職員の能力、資質だけでなく、職員の置かれている状況や価値観などを適正に評価しながら、どの職員も働きがいがある職場にしていくことに一層努力したい。

# 「福祉施設士行動原則の実践」

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」は、平成28年に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」による改正後の社会福祉法 第24条 第2項の規定に基づき、平成28年4月から、当該取組の実施が法人の責務として位置付けられました。

これに先立つ平成25年3月に策定された 日本福祉施設士会「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」には、

「法人・施設がある地域」に対して

## 5 地域への姿勢

行動⑨ 地域への福祉課題に積極的に取り組む

行動⑩ 関係機関と協力し地域を支える主たる役割を担う

とし、地域への貢献について、積極的に取り組むよう定めているところです。

今回は、和歌山県の社会福祉法人きたば会における地域への取り組みについて紹介します。



# 社会福祉法人きたば会における 地域に対する取り組み事業について

(和歌山県)

社会福祉法人きたば会 対策室 室長 白井 真司 (老-39期 No.5389)



## 1. きたば会の事業内容について

社会福祉法人きたば会(以下:きたば会)は、和歌山県有田郡広川町に介護保険制度開始とほぼ同時である平成12年7月に設立され、設立から18年の社会福祉法人である。

平成13年4月に在宅複合型施設を開設、平成17年には高齢者専用賃貸住宅(現在は有料老人ホームに変更されている)、平成19年に和歌山市内にデイサービスセンターを設置。その後、平成23年に介護老人福祉施設を開設し、地域の高齢者ニーズに対しての事業の運営を行ってきた。きたば会は、「健康長寿」「安全安心」「いやしやすらぎ」の3つを理念として掲げており、特に在宅部門にこだわりを持ち、運動や機能訓練などを通じて、高齢者が安全に安心して地域での生活を送ることができるよう、デイサービス、ショートステイ、居宅介護支援、訪問介護、施設サービスなど在宅サービスを中心として7つの高齢者福祉事業を運営してきている。

## 2. きたば会における地域貢献の現状

きたば会では開設以来、当時の時代背景および当時の地域における社会資源の状況などから、高齢者に対する介護保険事業を中心に運

営を行ってきている。また、開設から現在に至るまでの地域に対する取り組みの状況としては、周辺住民や子ども達などが参加する「ほたるの夕べ」、町内の老人会を対象にした健康イベント、各事業所における地域の小学生との交流イベントなど、毎年恒例になっている交流実績があり施設と地域の交流機会を設けてきた。しかし、これらいずれの取り組みについても、高齢者の介護施設で閉鎖的な施設運営から事業内容への理解を求めることを目的とした交流であり社会福祉法人の公益性などとは異なるものである。

## 3. 社会福祉法人の状況と課題

昭和26年施行の社会福祉事業法(現、社会福祉法)に基づき、社会福祉法人は社会福祉事業の充実に貢献してきた。しかし、社会情勢や地域で役割が大きく変わり、福祉制度改革、公益法人制度改革、社会福祉基礎構造改革などが行われ、平成27年には社会福祉法人制度改革が行われ、現在、社会福祉法人としての資質や地域でのあり方について問われている。その中で、社会福祉法人の公益性とは、地域における公益的な取組を実施する責務として、社会福祉事業及び公益事業を行うにあたり、日常生活又は社会生活上支援を要するものに

対する無料又は定額の料金で、福祉サービスを提供することを責務として規定された。このことについて地域が抱える課題に対し、現在の社会福祉法人きたば会における活動や構想で、企画していることについてご紹介したいと思う。

尚、以下取り組みの内容については、構想から現在準備段階に入っているものであり、実際の運営開始は、平成30年度を目標としていることを申し添える。

#### 4. 事業の目的

事業の目的を、「きたば会が行う地域貢献事業は各事業所が所在する地域が必要とするサービスの創造および支援を行い、地域の社会資源としての役割を果たし、主体性、開拓性、先駆性、公共性などに基づき地域でのセーフティーネットの役割や複合的な課題、市場原理では成り立たないニーズに対して必要な支援を行うこと」とした。

#### 5. 和歌山における地域課題

現在、和歌山県は、高齢化率が全国7位、介護保険における要介護認定率については全国1位と、高齢者全体に対するサポートが必要とされていることは言うまでもない。しかし、和歌山県が抱えるもう1つの課題として、ひとり親世帯の割合が2.14%と全国で7位と上位にあることである。

きたば会が運営する通所介護事業所がある和歌山市は人口約40万人。20歳未満の子どもがいる世帯は152,798世帯である。そのうち、母子で構成するひとり親世帯が2,978世帯。父子で構成するひとり親世帯が269世帯。合計3,247世帯存在する。

これらは全国的に見ても上位であり、和歌山市が抱える問題の一つに主に学生である20歳未満のひとり親世帯の比率が全国と比較すると

高比率となっている。

#### 6. 地域貢献の取り組み内容(計画)

きたば会はこの点に着目した。厚生労働省の調査において、ひとり親世帯の子どもに対する教育費の負担については、二人親世帯と比較するとおよそ半分程度となっており、さらにひとり親世帯の相対的貧困率は、二人親世帯が12%であるのに対して、54%と半数以上を占めており非常に高くなっていると言える。

また、厚生労働省の調査ではひとり親世帯の親の帰宅時間は、18時20分以降となることが最も多くなっていることがわかっている。

これらのことを踏まえ、きたば会が取り組んでいく内容として、子どもの学習支援の機能を備えた居場所を作り、学習支援を行いながら、親も安心して仕事をするができる環境の整備を実施する。

特に、ひとり親世帯に属する子どもたちを対象とし、親の経済格差や働き方の多様化によって子どもの学力に格差が生じないように仕組みを構築することが、地域に対する貢献になるのではないかと考える。

具体的な内容として、デイサービスセンター空(法人内唯一の和歌山市内に所在する単独通所介護事業所)の利用者へのサービス提供が終了した後の時間を利用する。

近隣小中学校に就学中の児童・生徒を対象に、学習できる環境を提供する。またここで必要となる教員は、大学生のサークル活動の利用や教職員経験者などを検討しており、子ども達に対して、学校の宿題や授業の予習・復習ができる環境を整えたい。

初期段階の実施については、教員の確保等の問題もあることから、毎週1日程度、対応時

間帯として16時30分～19時30分ごろまで。定員は15名程度と考えている。また、これにかかる料金として、子ども一人当たり1ヶ月1,000円程度の負担を想定している。

尚、教材などに関しては基本的に学校で使用している教科書などを用いるが、ドリルや問題集などについては教員と検討しながら進めることを想定している。

今後の実施までの流れとして、①周辺小中学校への通知を含めた和歌山市との調整、②教員の選定、③実施および評価、の流れとなる。

## 7. 今後の課題

平成30年4月からの実施であるため、現在の実施状況などから評価は出来ないが、今後想定される課題として、指導要領の改訂が数年ごとに実施されていることが挙げられる。教員を教職員の経験者と考えた場合、現役時代と現在の指導要領が異なっている可能性がある。また、当初予定している利用日は週1日のみとなっていることから、利用される子どもが増加した際に曜日振り分けなどして対応することが求められてくる可能性がある。これらに対しては、大学生の参加やサークル活動としてこの活動に取り組むことができれば、対応に柔軟性や持続性を持たせることができるのではないかと考えている。和歌山大学には教育学部があるが、大

学に対する調査の結果、サークル活動の中では、現在検討しているような内容の学習支援などを行うサークルは存在しないことがわかっている。今後大学および大学生に対する働きかけを行っていく。

親が安心して働ける環境の整備についても今回の事業の目的の一つであることから、夕食の提供などについても今後の検討課題としたい。

また、子どもと親を対象としたイベントの企画など、親と子が共有できる時間を提供していくことも今後の課題としたい。

今回、企画している取り組みは、和歌山市における地域の課題に対し、市場原理では成立しないニーズに対して福祉サービスを展開していく手段の一つである。しかし、当然のことながら、地域が抱える課題は様々であり、その要因や背景についても、地域の歴史などが絡み多岐にわたると思われる。また、社会福祉法人とは地域を支える存在になる必要があると同時に、地域に支えられている存在でもある。地域課題とは時間の経過とともに変化していくものでもあることから、地域が抱える福祉課題の発見と対応への取り組みを行い、社会福祉法人の公益性を高め、地域を支える一助となる存在でありたいと考える。



施設外観



施設内観



平成25年3月14日

# 「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」

日本福祉施設士会

## 第1章 「福祉施設士」資格とは

発足しました。

### (1) 「福祉施設士」資格の創設目的

○「福祉施設士」資格は施設運営(経営)上必要な知識を体系的に学ぶことで運営(経営)管理に欠かせない専門的な知識を習得し、福祉施設長の質向上を図ることを目的に、昭和51(1976)年に創設されました。

※昭和51年に第1回「福祉施設士講習会」(現在の福祉施設長専門講座)が開催されました。前年(昭和50(1975)年)に全国社会福祉協議会・福祉専門職小委員会がとりまとめた「社会福祉施設長など職員の資質向上策について」の中では、「社会福祉施設の運営管理の業務について、適正な運営をはかるべき施設長など幹部職員は、その特殊性に立脚した管理の専門知識を修得することは急務」との問題意識が示され、その対策(専門知識を修得する場)として講座は企画されました。

○福祉施設長の質向上を図るためには、“資格取得時のただ一度の学び”では十分ではなく、継続的な学びが必要であるとの問題意識より、講座修了生の団体として「日本福祉施設士会」が昭和54(1979)年に

○資格創設当時は、福祉施設長の質向上を図る仕組み、学ぶ意欲をもった福祉施設長およびその候補者に向けた体系的な研修機会は皆無でした。平成25(2013)年で講座開始から37年、会発足から34年が経ちますが、いずれも体系的な学びの場を求める福祉施設長に向けた研修機会確保をはじめ、福祉施設長の質向上への役割を着実に果たしてきました。

### (2) 福祉施設士に求められること

○本会の運営内規(第2条)では、「**会の目的**」を「『福祉施設士』資格を有する者が、社会福祉施設運営管理の専門職として、資質の維持、向上のための生涯研修ならびに、福祉施設職員等の養成研修につとめ、もって施設福祉と地域福祉の推進に寄与し、かつ『福祉施設士』資格の社会的認知を資すること」と規定しています。

○本会は昭和58(1983)年に、会員(福祉施設士)が守るべき基本的な行動を定めるものとして「**倫理綱領**」を設けました。

〔日本福祉施設士会「倫理綱領」(昭和

58年11月決定、最終改定平成21年3月)〕

- 1、福祉施設士は、利用者の基本的人権を尊重し、国民福祉の向上に努める。
- 2、福祉施設士は、福祉施設運営の質的向上に努め、利用者中心の福祉サービス充実を図る。
- 3、福祉施設士は、地域福祉向上のため、積極的にその役割を果たす。
- 4、福祉施設士は、社会福祉における専門家としての自覚をもち、創造性と開拓性を発揮すべく自己の研鑽に励む。

内容は、福祉施設士の ①利用者や社会への姿勢、②経営・管理する法人・施設への姿勢、③法人・施設がある地域への姿勢、④管理者としての自身の姿勢、といった福祉施設士としての基本的な姿勢を定めたものです。

### (3)「福祉施設士行動原則」とりまとめの目的

- 会発足当時と比べ社会・経済状況が変わるとともに、社会福祉を取り巻く状況も大きく変化しました。福祉施設経営の面でも、利用者にサービスを提供するうえでなくてはならないことや、組織を運営するうえで整備しなくてはならないことにとどまらず、社会的な要請等を背景に求められることも増え、その範囲は広がっています。それにともない、福祉施設長が取り組むべき課題も増えています。
- 加えて、高齢化の進行や家庭・地域環境の変化により福祉サービスの利用者が増え、あわせて福祉従事者をはじめとしたス

テークホルダー(利害関係者)も多様化しました。福祉施設(事業所)の数も、第2種社会福祉事業を中心に社会福祉法人以外の主体による小規模なものが増えてい

- 規制緩和を志向する考え方に基づく「福祉施設管理者の要件を緩和すべき」との意見がある一方で、利用者の権利侵害や過度な利益追求に走る事業体の例も散見されます。

- 以上の現状からも、福祉施設の質を左右するキーパーソンである福祉施設長の質の確保・向上を図ることが必要であり、福祉施設士がその実現に主たる役割を果たしていくべきと考えます。福祉施設士がいる福祉施設は安心・安全なサービスが行われているとの評価を得ていくことこそ、福祉施設士資格の認知向上につながるものです。

- 福祉施設長の質向上をめざす体系的な学びの場たる「福祉施設長専門講座」や「日本福祉施設士会」は、30余年前の創設時以上に必要とされる環境にあると考えられます。福祉施設長専門講座を受講することでの研鑽、日本福祉施設士会会員としての地域・社会での活躍が、これまで以上に求められます。

- 今あらためて「福祉施設士」資格および「日本福祉施設士会」の目的を会員一人ひとりが再確認し、その自覚的な取り組みを促進するための指針(「福祉施設士行動原則」)をとりまとめることとします。

## 第2章 「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」

○あらためて「福祉施設士」資格および「日本福祉施設士会」の目的を確認し、会員一人ひとりの行動の指針として、本章では会員（福祉施設士）に求められる**行動原則**（「**福祉施設士行動原則**」）を整理します。

○内容は、本会「倫理綱領」の4項目を基本とします（第1章(2)参照）。倫理綱領が定める基本的な姿勢に即して、それぞれ福祉施設士が利用者や社会等に向けて求められる行動を明示するものです。

### 「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」

<「利用者や社会」に対して>

#### 1、利用者への姿勢

行動① 安全で良質なサービスを継続的かつ安定的に提供する

行動② 利用者の権利を尊重した支援を展開する

#### 2、社会への姿勢

行動③ 透明性を高め積極的な情報

公開・提供を進める

行動④ 公益性に相応しい体制を整備し、効果的・効率的な組織運営を進める

<「経営・管理する法人・施設」に対して>

#### 3、組織への姿勢

行動⑤ サービスと組織の改善を続ける

行動⑥ 新たな課題に挑戦する

#### 4、職員への姿勢

行動⑦ 福祉人材の育成に努める

行動⑧ 働きがいのもてる職場を作る

<「法人・施設がある地域」に対して>

#### 5、地域への姿勢

行動⑨ 地域の福祉課題に積極的に取り組む

行動⑩ 関係機関と協力し地域を支える主たる役割を担う

<「管理者としての自身」に対して>

#### 6、自己への姿勢

行動⑪ 学びを続けることで自己の成長をはかる

行動⑫ 実践を重ねることで信頼を積み上げる

## 第28回日本福祉施設士会近畿ブロックセミナー滋賀大会 報告

日程 平成29年11月30日(木)～12月1日(金)

会場 北ビワコホテルグラツィエ

去る平成29年11月30日(木)～12月1日(金)、滋賀県長浜市北ビワコホテルグラツィエにおいて、第28回日本福祉施設士会「近畿ブロックセミナー滋賀大会」を開催しました。今回は、「福祉経営管理者として福祉施設士は何をどのように捉え、使命を果たしていくのか」を開催の趣旨とし、近畿一円はもとより、全国各地から69名のご参加をいただきました。

セミナーの1日目は、滋賀県福祉施設士会堤洋三会長の開会挨拶に始まり、日本福祉施設士会高橋紘会長の基調報告では、福祉施設士も経営管理者として能力を上げていかなくてはいけないこと、生涯にわたっての地域福祉リーダーであり続けること、会としての実践プロジェクトや発信力強化、2019年発足から40周年を迎えるにあたり、記念事業を会の活性化にしたい旨の話がありました。

続いて、講演では、「社会保障改革の動向とこれからの医療・介護」と題して、一般社団法人医療介護福祉政策研究フォーラム理事長中村秀一氏より、ご講演をいただきました。中村氏からは社会保障の各分野、年金・医療・

介護・子育てなどの制度を維持するために必要な財源、医療・介護提供体制効率化、地域包括ケアと診療報酬と高額薬剤など薬価の抑制、そしてダブル改定の動向、国家予算の一般歳出における社会保障関係費の割合は55%を超え、諸制度の仕組み改革は待ったなしという内容の講演でした。

講演2では、長浜市曳山博物館学芸員森岡榮一氏より、「長浜曳山祭—その成立と展開—」と題して、440年前羽柴秀吉からの歴史、例祭の起源、子ども狂言のこと、戦時中中断して戦後復活したこと、2016年ユネスコ無形文化遺産登録のことなどをお話いただきました。

1日目最後の情報交換会では、横笛、摺り鉦、絞め太鼓を使った地元保存会による長浜曳山祭の囃子(「しゃぎり」と読む)が披露され、豪華絢爛な曳山祭の雰囲気を経験することができました。

2日目、講演3では、認定NPO法人ハンズオン埼玉常務理事西川正氏より「あそびから考える公共福祉」と題してご講演をいただきました。西川氏は地元滋賀県生まれ、市民参加型まち



づくりに長年取り組んでこられました。「ボール遊び禁止」、「木登り禁止」、「たき火禁止」、こんな看板がある公園は少なくありません。首都圏のある公園には「ふざけて遊んではいけません」という看板さえあるという。自由に遊ぶことが許されない公共空間、その背景には「何かあったらどう責任を取ってくれるのか」という親の影響があると思われます。だれもがサービスの利用者や客という立場でしか物事をとらえられなくなり

つつあり、福祉の担い手としてまちづくりや子育てなどにも関与する福祉施設士にとっても非常に興味深い内容でした。

閉会式では大阪府福祉施設士会岩田敏郎会長より次期開催へ向けて意気込みが語られ、滋賀県河原田良明副会長の謝辞により、第28回日本福祉施設士会「近畿ブロックセミナー滋賀大会」は、盛会裏に終えることができました。



日本福祉施設士会 高橋紘会長



中村秀一氏



西川正氏



森岡栄一氏



お囃子の様子



開催風景



開催風景2



開催風景3

---

## 平成29年度第58回北海道福祉施設士会ブロックセミナー報告

日程 平成30年1月15日(月)～16日(火)

会場 ガーデンパレスホテル 札幌市

北海道福祉施設士会 森岡一裕会長の開会挨拶の後、日本福祉施設士会 高橋紘会長より基調報告がなされました。

高橋会長の思いや経験、実践を交えた講演内容に参加者全員が感銘しました。今回、自己の成長のために学びという事が非常に大事であるということについてお話をさせていただきましたが、参加された方々から、全体的にもとても有意義な研修であった等の言葉を聞くことができました。

講演1では、北海道庁の北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課 事業指導グループ主査の八十島氏より、安心安全と健全施設運営について、国から出ている通知等について、運用面において注意すべきことなどを説明していた

きました。

去年、大きな災害があったことから、災害に対する対応や避難場所の認知、避難訓練で実践した内容を日々の支援の中においても着実に対応できるよう、日常における災害対策が重要であるとの説明がありました。

この他、北海道で行った虐待防止策の策定に関して国からの通知に関連して、未作成の事業所については、策定が必要との説明がありました。

終わりに、就労継続支援A型事業所、放課後等デイサービス事業所において、利用者が利用していない日についても利用があったこととして報酬の不正請求をした事業所の事例を過去の新聞記事で説明していただきました。

講演2では、板垣洋公認会計士事務所の板垣 洋氏より、社会福祉法人の経営計画の立て方と題した講演を行っていただきました。その中で、財務管理の在り方について、資料を元に解りやすく説明をしていただき、大変参考になりました。マネジメントのサイクルを実践しながら、法人、施設の現状の把握に努めなければならないことを学びました。

講演3では、社会福祉法人 千歳いずみ学園常務理事・総合施設長の荒 洋一氏より、ご

自身の経験をわかりやすい具体例でお話いただき、感銘を受けました。また今後の社会福祉法人の在り方、地域公益活動の積極的な取り組みや社会貢献の重要性について具体例を交え解りやすくご講演をいただきました。時間があっという間に過ぎました。

その後、森岡会長の閉会の挨拶があり、第58回北海道福祉施設士会ブロックセミナーは終了いたしました。



日本福祉施設士会 高橋会長



八十島様



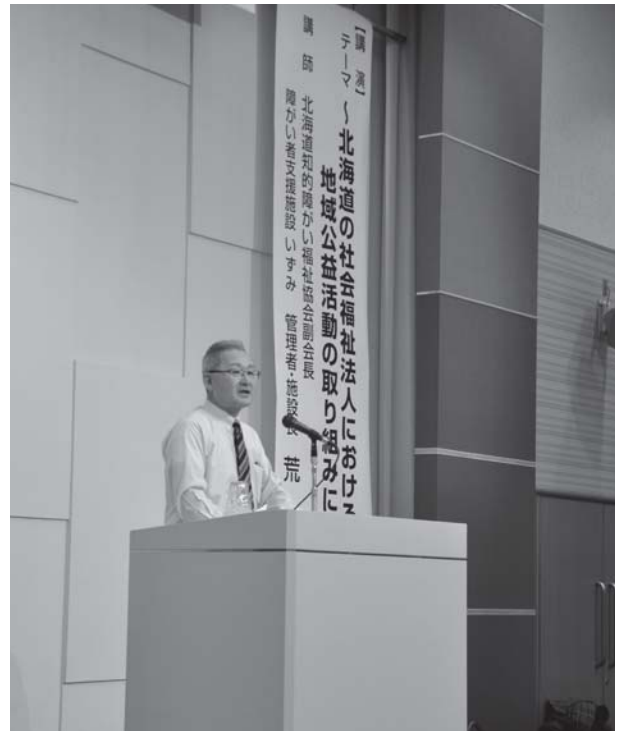
北海道福祉施設士会 森岡会長



会場の様子



板垣氏



荒氏



# あんな

## 日本福祉施設士会 12～1月の活動報告

日付	内容
12月11日(月)～12日(火)	平成29年度施設長実学講座(第4回) 「福祉施設長のコミュニケーション強化」(東京都千代田区・全社協会議室)
1月29日(月)～30日(火)	平成29年度施設長実学講座(第5回) 「地域をつなげる福祉施設長」(東京都千代田区・全社協会議室)

### 施設長実学講座(第4回)「福祉施設長のコミュニケーション強化」

去る12月11～12日の2日間、全社協会議室(東京都千代田区)において、平成29年度施設長実学講座(第4回)を開催しました。今回は「福祉施設長のコミュニケーション強化」をテーマに、全国から22名の参加がありました。

両日とも、学校法人産業能率大学総合研究所講師の平井美知子氏より、福祉施設長とコミュニケーション能力、対人力の発揮、問題解決に必要な論理的思考(ロジカルシンキング)等について、講義と演習を行いました。

参加者からは、「福祉施設長のコミュニケー

ション能力の必要性について多角的に理解できた」、「問題を様々な角度から分析することによって改善策を見出す演習ができて良かった」との声があがる等、成功裏に終了しました。



演習の様子

### 施設長実学講座(第5回)「地域をつなげる福祉施設長」

去る1月29～30日の2日間、全社協会議室(東京都千代田区)において、平成29年度施設長実学講座(第5回)を開催しました。今回は「地域をつなげる福祉施設長」をテーマに、全国から18名の参加がありました。

日本福祉大学福祉経営学部教授の田島誠一氏より、地域共生社会をめざす施設長のあり方や施設・事業所の取組みの行動指針の策定に向けた講義や演習を行い、社会福祉法人東



講義の様子

京新聖会理事の尾林和子氏より、実践事例の報告をいただきました。

参加者からは、「とても多くの事例紹介を行っていただき、自施設でも地域のために何ができ

るかを考え取り組みたい」、「法人の理念に照らし地域のために活動したい」等の声が寄せられ、成功裏に終了しました。

### 地域における公益的な取組の運用の弾力化について

社会福祉法人制度改革により、平成28年4月1日から、社会福祉法人には、「地域における公益的な取組」の実施が責務として位置付けられ、通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」により、その取組が推進されていたところですが、この度、その通知が改正されましたので、お知らせいたします(平成30年1月23日付)。

今回の通知の見直しは、これまでの「地域における公益的な取組」を定義していた3つの要件が厳格すぎ、各社会福祉法人によって行わ

れている「地域ニーズに応じた創意工夫の取組」が必ずしもこの要件に該当しないケースが生じてしまっていることが指摘されていたこと等を受けての改正です。

この通知によって当該取組は、無料又は低額な料金で提供されることを基本としつつ、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取組についても一定の範囲で、「地域における公益的な取組」の対象に含めるよう、要件の弾力化が図られています。

### 「地域における公益的な取組」の運用の弾力化について

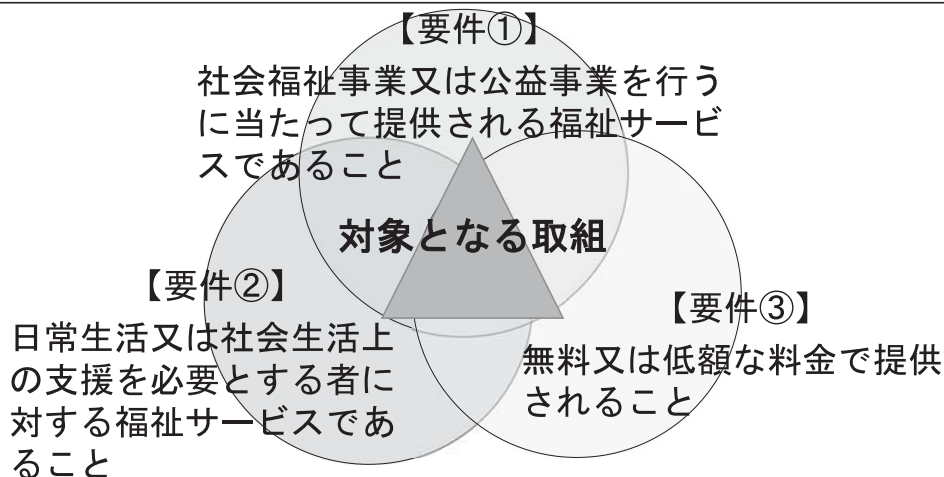
【見直し前】

厚生労働省作成資料

社会福祉法(第24条第2項)の責務規定に基づき、次の3つの要件に直接該当する取組を対象としている。

→ 厳格な取扱い

※詳細については、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」(平成28年6月1日福祉基盤課長通知)にて通知。



0

「地域における公益的な取組」の運用の弾力化について

【見直し後】

厚生労働省作成資料

社会福祉法の責務規定の趣旨を踏まえつつ、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取組についても一定の範囲で対象に含める。

→ 弾力的な取扱い

【要件③】 無料又は低額な料金で提供されること

対象となる取組に係る解釈を拡大

【要件①】

社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

【要件②】

日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること

- 支援が必要な者が間接的に利益を受ける取組
- 地域の創意工夫やニーズに合わせた取組

1

「地域における公益的な取組」の運用の弾力化について

【見直し後】

厚生労働省作成資料

【弾力化により対象となる具体的な取組例】

- 地域共生社会の実現に向けた取組  
住民の居場所(サロン)、活動場所の提供等を通じた地域課題の把握や地域づくりに関する取組
- 住民ボランティアの育成
- 災害時に備えた地域のコミュニティづくり
- 住民に対する福祉に関する学習会や介護予防に資する講習会



所轄庁に対しては、法人の取組が、地域や社会福祉の向上の資するものであり、関係法令に明らかに違反しない限り、その実施の可否を判断するものではない旨を周知する。

2

平成30年1月23日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部(局長) 殿  
中 核 市

厚生労働社会・援護局福祉基盤課長  
( 公 印 省 略 )

### 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について

社会福祉法人(以下「法人」という。)による「地域における公益的な取組」については、平成28年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)による改正後の社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第24条第2項の規定に基づき、平成28年4月から、当該取組の実施が法人の責務として位置付けられたところです。

厚生労働省においては、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる地域づくりへの支援とともに、複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを進めています。

こうした中、法人においては、これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通じて、こうした地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されています。

このような状況を踏まえ、「地域における公益的な取組」については、法人がより一層取り組みやすいものとし、もって地域の実情に応じた福祉サービスの更なる充実を図ることができるよう、当該取組に係る運用について、下記のとおり解釈を明確化することとしたので、御了知の上、管内市区町村又は関係団体への周知等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知の施行により、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」(平成28年6月1日付け社援基発0601第1号当職通知)は廃止します。

また、本通知のうち、4の規定については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市(特別区を含む。)が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出することを申し添えます。



## 記

## 1. 「地域における公益的な取組」の実施に係る責務の趣旨

法人は、地域住民が抱える多様な福祉ニーズ(以下「地域ニーズ」という。)に対応するため、社会福祉事業の運営を主たる目的として設立されるものであるが、法人の経営組織や財務規律に関して必要な規制が行われる一方で、法人として税制上の優遇措置を受けているほか、社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬や措置費、委託費等については、税や保険料等の公費によって賄われている。

こうした法人の公益的性格に鑑みると、自らが行う事業の利用者(以下「利用者」という。)の福祉ニーズを的確に把握し、これに対応することのみならず、少子高齢化、人口減少社会等の社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域ニーズに対して積極的に対応していくことが求められている。

「地域における公益的な取組」の実施に係る責務は、このような認識の下、全ての法人に課されるものであるが、法人に対して画一的かつ特定の取組の実施を促すものではなく、法人が、保有する資産や職員(以下「資産等」という。)の状況、地域ニーズの内容、地域におかる他の社会資源の有無などを踏まえつつ、その自主性、創意工夫に基づき取り組むべきものであり、当該取組の実施を通じて、地域に対し、法人が自らその存在価値を明らかにしていくことが重要である。

一方、法人は、社会福祉事業の運営を主たる目的とすることから、「地域における公益的な取組」の実施に当たっては、社会福祉各法に基づく各種基準等を満たしつつ、法人が現に運営する社会福祉事業に支障を及ぼすことのないようにすることが必要である。

なお、「地域における公益的な取組」により、行政が主体となって実施する又は実施しようとする事業を単に代替させるようなことがあってはならず、法人が、当該事業とは異なる新たな取組を創出することにより、地域における支援体制が重層化され、地域における課題解決力の向上が図られることを期待するものである。

## 2. 「地域における公益的な取組」の内容

## (1) 法第24条第2項に規定する要件

「地域における公益的な取組」は、法第24条第2項に規定するとおり、次の①から③までの3つの要件の全てを満たすことが必要である。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること

③ 無料又は低額な料金で提供されること

(2) 「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」であるが、これは、原則として、社会福祉を目的とする取組を指すものである。

したがって、地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業(法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業を含む。)(以下「社会福祉事業等」という。)を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当するものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働していくことが重要であることから、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。

また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に1回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれるものである。

(3) 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」を対象としているが、これは、原則として、利用者以外の者であって、地域において、心身の状況や家庭環境、経済状況等により支援を必要とするものを指すものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進める観点からは、地域の様々な資源を活用し、現に支援を必要とする者のみならず、現在、支援を必要としない者であっても、将来的に支援を必要とする状態となった場合に適切に支援につながるような環境や状態を構築するという視点も重要である。したがって「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」には、自立した日常生活を営んではいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としてはいないが、このままの状態が継続すれば、将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれるものであり、「地域における公益的な取組」には、これらの者に対する予防的な支援を行う取組も含まれるものである。

また、直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれるものである。

#### (4) 「無料又は低額な料金で提供されること」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「無料又は低額な料金」で実施することとしているが、これは、原則として、法人が現に保有する資産等を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指すものである。

したがって、当該取組の実施に当たって、国又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合には、この要件に該当しないが、このような場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当する。

#### (5) その他

「地域における公益的な取組」は、法人が単独で行わなければならないものではなく、複数の法人で連携して行うことも差し支えない。

また、単に資金の拠出、建物等、法人が保有する資産の貸し出しのみでは、当該取組に該当するとは言えず、地域ニーズの把握から取組の企画、実施までの一連のプロセスに法人の役職員が実質的に関与することが必要である。

さらに、当該取組については、社会情勢の変化等に伴う地域ニーズのへんかに応じて、求められる内容も変化していくことから、地域協議会や地域福祉策定委員会等の場を活用すること等を通じて、定期的に地域住民等の意見を聴取し、当該取組の実施状況について検証を行った上で、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の充実や見直しを行っていくことが重要である。

### 3. 定款上の位置づけについて

「地域における公益的な取組」のうち、恒常的に行われるものでない取組については、定款の変更は不要である。

また、公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業についても「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号。児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連盟通知）に規定のとおり、定款の変更は不要である。

### 4. 所轄庁の役割について

「地域における公益的な取組」は、法人が地域ニーズを把握し、自らの保有する資



産の状況等も勘案しながら、法人の自主的な判断の下、行われることが重要であり、また、当該取組の是非は地域において評価されるべきものであることから、所轄庁は、法人に対し、特定の事業の実施を強制するような指導を行わないことは当然であるが、当該取組の内容が関係法令に明らかに違反するものでない限り、その適否を判断し指導することは行わないこと。

ただし、法人の資産等が明らかに余力があるにも関わらず、当該取組を全く実施していない場合や、地域において同様の取組が供給過剰となっている場合などの状況を把握した場合には、当該取組の実施や取組内容の変更を助言するものとする。

また、所轄庁においては、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、管内の法人の取組状況を把握し、好事例を周知することなどを通じて、地域において、法人の取組を促す環境整備を進めていくよう努めること。

事務局からのお願い

## 日本福祉施設士会 会員名簿の作成に関するお願い

日頃より本会の事業推進にご協力をいただきお礼を申し上げます。

さて、本会では、会員間の交流、情報交換の促進等を目的に、平成30年度版の「会員名簿」を作成することといたしております(平成30年4月刊行予定)。

会員名簿に記載する項目は、「**会員番号(期と番号)**」「**施設種別**」「**氏名**」「**施設名**」「**住所**」「**電話番号**」「**FAX番号**」を都道府県ごとに掲載し、全会員に配布することといたしております。

つきましては、現在、会報をお届けしている所属施設等について、平成30年4月1日時点で異動がある場合には、別紙「**会員登録用紙**」をFAXにてお送りいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

また、退職等により自宅の住所等を登録される方につきましては、掲載の可否につきまして確認させていただきたく、同じく別紙「**会員登録用紙**」により回答いただきますよう、お願い申し上げます。

### ①人事異動があり現在の施設から異動した(する)方

4月16日(月)までにFAXをお送りください。

### ②ご自宅の住所等を登録される方

ご自宅の住所等を登録される方(「**現在、会報が自宅に届く方**」、「**4月1日以降、ご自宅の住所等に登録を希望される方**」)につきましては、掲載の可否等についてFAXをお送りください。

なお、ご自宅の住所や電話番号の記載は不可だが、会員番号と氏名は記載可という方につきましては、その旨もお教えください。

何卒、よろしくお願い申し上げます。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
日本福祉施設士会 事務局

※コピーしてお使いください

**別紙**

日本福祉施設士会

## 会 員 登 録 用 紙

### ①人事異動があり現在の施設から異動した（する）方

都道府県名 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

異動先（新）施設名 \_\_\_\_\_

〒

施設住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ F A X 番号 \_\_\_\_\_

### ②ご自宅の住所等を登録される方

都道府県名 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

〒

自宅住所等 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ F A X 番号 \_\_\_\_\_

次の中からお選び下さい。

掲載を  承認する ・  承認しない （いずれかを○で囲んでください）

↓

掲載を承認する場合、記載しているものを○で囲んでください。

**会員番号 ・ 氏名 ・ 自宅住所 ・ 電話番号**

ご協力ありがとうございました。

**F A X 送信先 日本福祉施設士会事務局 0 3 - 3 5 8 1 - 7 9 2 8**

## メールアドレスを登録して「メールマガジン」を読んでみよう！

日本福祉施設士会では、「日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン」を毎月1回(その月の1日)発行しています。「今月のチェックリスト」「時事／用語解説」「リレーコラム」の他、事務局からのお知らせを掲載しています。

アドレス登録・変更・解除は、本号の40ページのように各会員が簡単にできるようになっています。そこで、これまでのメールマガジンを掲載しますので、メールアドレスを登録して「メールマガジン」を読んでみよう。

### メールマガジンの見本を掲載します

日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン No.22

2018.2.1

#### ★福祉施設の防災について考えてみよう

.....

もくじ

1) 今月のチェックリスト

：福祉施設の防災訓練

2) 時事／用語解説

：放課後児童健全育成事業と放課後等デイサービス

3) 会員リレーコラム

：栃木県 長川原 しのぶさん

4) 学びの「一言」

\*本号本文は約3,200文字です。

▼.....

1) 今月のチェックリスト

：福祉施設の防災訓練

火災対応訓練

地震対応訓練

不審者対応訓練

#### 【はじめに】

○福祉施設では、利用者の命を守るため、火災・地震・水害等の災害を想定した防災訓練が行われています。また、不審者・原子力発電所事故・ミサ



- イルJアラート等への対応訓練を実施している施設もあります。
- 防災訓練は行政や監事による監査や第三者評価においても重要な項目です。
  - 年3回の避難訓練(内夜間想定1回)は最低基準です。毎月の訓練が必要です。
  - 他施設や地域住民と共同して訓練を行うことも重要です。



#### 火災対応訓練

##### 【解説】

- 火災対応訓練には避難・通報・消火(消火器・放水)・救出搬送等の訓練があります。
- 訓練は毎月実施しましょう。夜間想定以外にも、火元・時間・職員の役割等に変化をつけましょう。
- 自動火災通報装置の赤電話の使用は多くの職員が体験しましょう。
- 利用者がボタンを押す等の火災報知機の誤報は各施設の悩みの種ですが、くれぐれも「狼少年」の例にならぬよう、都度真剣に対応しましょう。
- 自火報が作動した際、職員が「利用者による誤報です。」と赤電話で消防へ応答。しかし、火災は発生しておりスプリンクラーが作動した。このような実話もあります。



#### 地震対応訓練

##### 【解説】

- 地震対応には、身体保護・避難・通報・招集・避難所開設・炊出等の訓練があります。
- 津波が想定される地域では、毎日の散歩コースに避難路を含めることが効果的です。
- 行事外出の際にも、海拔表示板を意識しましょう。
- 都道府県の防災メールを登録しておきましょう。細やかな情報を把握することは施設長の責務です。



#### 不審者対応訓練

##### 【解説】

- 不審者情報が頻繁に流れてきます。児童・障害関係の施設では、不審者対応訓練が実施されるようになりましたが、老人関係では未実施の施設が多

いようです。

- 不審者対応のマニュアルを作成し、訓練を行いましょ。[来客者には必ず声をかける。]これがスタートです。
- 「さすまた」「長棒」「撃退スプレー」等の道具を用意することが、職員の意識向上に繋がります。
- 警察・行政からの不審者情報メールを登録しましょ。地域と情報を共有・連携して防災・防犯活動に取り組みましょ。

(執筆：和歌山県 杉本 憲彦 No.3292)

## ▼ 2) 時事／用語解説

### ：放課後児童健全育成事業と放課後等デイサービス

※厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会が検討をはじめ、年内取りまとめを目指しています。

#### 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

就労し低学年児童が帰宅しても留守家庭状態で困っていた母親たちが自発的に始めたことを事業化したもの。1998年、働く親たちの多様なニーズを受けて、小学校低学年対象(やがて小学生全体に拡大)に遊びや生活の場として学校の空き教室、児童館、公営住宅(保育所へも拡大)などを使い取り組まれ、クラブ数、利用児童数も増加している。子育て中の親の就労には重要なものであるが、待機児童が1万人を超えていると言う。自発的に始められた良さとともに不備も目立ち、障がいのある子や接し方の難しい子たちの利用は難しい状況がある。全ての小学校区にないなど数の不足もあるが「量より質、預かるから養育へ」が問われており、施設・設備、従事する職員の専門性が求められている。現在、資格制度はない。

#### 放課後等デイサービス

2012年から障害のある子の放課後活動として全国に増加していて「障害のある子どもの放課後保障全国連絡会の「障害のある子どもの放課後活動ハンドブック」で、理念、個別支援計画、家族支援、学校との連携、地域とのつながりなどが示され指針とされている。主に障害の重い子が利用しているが、近隣の交友などに課題がある。

デンマークの学童保育は、施設・設備、とくに職員の専門性がペタゴー(Pædagog)保育士+幼稚園教諭+児童家庭福祉ソーシャルワーカー的な国家資

格のようなもので確立しており、日系の方もいて家庭の信頼を受けて活動している姿もある。しかも学童保育は、必要な人は誰もが利用でき、子育てのできない一部の家庭のものではなく、年長児のスポーツクラブなどの社会教育活動につながっている。参考にしていきたいものである。

日本福祉施設士会の会員の法人でも、地域貢献、地域共生社会の実現への活動のひとつとして、この2つの取組みを検討し、児童家庭福祉、障がい福祉に貢献していくことを提言いたします。

(執筆：新潟県 大澤 澄男 No.1030)



### 3) 会員リレーコラム

：栃木県 長川原 しのぶさん (No.4668)

#### 「嬉しかったこと・・・」

特別養護老人ホーム施設長を最後に、社会福祉法人を退職し、現在は、介護保険事業所と障害福祉サービス事業を行う株式会社を経営している。

社会福祉法人には、大学を卒業後、相談員として入職し、在宅サービスの創設や介護保険の準備期には、ケアマネの育成、地域包括支援センターの創設、などに関わらせて頂いた。

社会福祉法人を離れ、当時を振り返ると、社会福祉法人の公共性に対する地域の信頼、社会福祉協議会を中心とする同じ業界の横のつながりの強さ、この2つが、どれだけ有り難いものだったかを考えさせられた。

地域の自治会長さんや、民生委員、地区社協の協力員さんなどを地区ごとに組織して見守りネットワークを創設したり、施設の地元の育成会の子供達との恒例行事、親御さんが中心となる消防団を巻き込む防災体制作りなど、地域包括ケアシステムが叫ばれる以前に行ってきたことが、地域との信頼関係の礎と成っているに違いないと、後進の活躍を影から期待しながらその礎作りに関わられた事を、ひそかな喜びとしていたりもしている。これも社会福祉法人の公共性への信頼あつてのことだ。

さらに、そのような活動のヒントや、実際の取組みに関して、他県や他市長村で先進的な取組みをしている同業多職種の先輩、仲間の実際的な指導、支援、更には、苦勞の分かち合いといった交流が当時大きな支えであった事と、今も続く自分の財産となっている事に感謝し尽せないものを感じている。

また、株式会社で、公共的、福祉的事業を行なう現在、医介連携を促進する、地域療養支援体制検討会議の委員や県のシルバー大学校の講師なども勤めさせていただき、地域包括ケアの推進に微力ではあるが、今も活動させて頂いているこ

とも、これまでの社会福祉法人を背景とする活動への評価を得られたものと喜ばしく感じている。

思えば、人生、嬉しい事も、辛い事も、バランスよく天は与えてくれるものだと、常々感じている。人生後半戦ですが、嬉しかった事を心の宝物として、またどんな嬉しい事が待っているかと楽しみに、これからも健康である限り仕事に、社会貢献に前向きに頑張ろうと思う今日この頃である。

→次回は 広島県 松林 克典さん(No.4402)です。

▼—————

#### 4)学びの「一言」

これから「地域共生社会の実現」をめざし、施設が地域のために何ができるかを考える時には、まず、ご自身の「施設の強み」を見直してみてください。必ずヒントが見つかります。

by：「全国福祉施設士セミナー」より

.....

◇メールマガジンバックナンバーは以下で読めます。

<http://sv6.mgzn.jp/pub/mailList.php?cid=S604763>

◇周りの会員でアドレス未登録の方がいれば、登録を呼びかけてくださいますようご協力をお願いします。登録・解除・アドレス変更は以下からできます。

<http://www.dswi-sisetusi.gr.jp/meruhaikun/index.html>

┌次回は3月1日発行

発行：全国社会福祉協議会

日本福祉施設士会 広報委員会

連絡先：z-sisetusi@shakyo.or.jp

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2

電話03-3581-7819

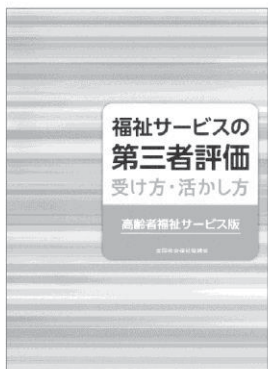
Fax 03-3581-7928

└DSWI



# 書籍のご案内

## 福祉サービスの第三者評価 受け方・活かし方 【高齢者福祉サービス版】



「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン(高齢者福祉サービス版)」の改定を踏まえ、ガイドラインの内容について解説するとともに、受審に向けての準備・体制づくり、自己評価の実施、第三者評価の活用方法等、高齢者への支援の質の向上に第三者評価を生かすための手引きとして作成しました。

- 蛭江紀雄 著 田崎基 著 奥西栄介 著
- A4/205頁 ● 定価 本体1,600円(税別)

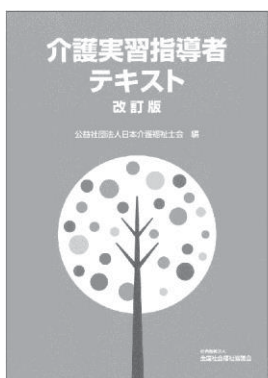
## 社会福祉施設経営管理論2017



施設長をはじめとする管理者が社会福祉施設を運営するうえで知っておきたい法制度、サービス提供管理、人事・労務管理、情報管理などについて、わかりやすく解説した最新版テキストです。各分野の専門家が執筆し、事例を多くとりあげた、具体的でわかりやすい内容です。経営管理の基礎が学べます。

- 浦野正男 編著
- B5/436頁 ● 定価 本体2,400円(税別)

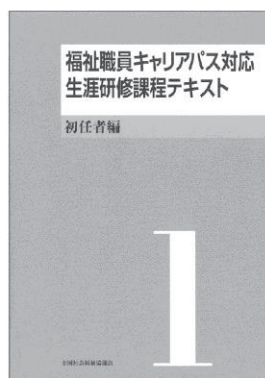
## 介護実習指導者テキスト 改訂版



「介護実習」を指導する社会福祉施設などの実習指導者が、介護福祉士を養成するうえで必要な専門的知識や指導方法などについてわかりやすく解説したテキストです。各実習施設や事業所等において、是非本書をご活用ください。

- 公益社団法人日本介護福祉士会 編
- B5/260頁 ● 定価 本体2,400円(税別)

## 福祉職員キャリアパス対応 生涯研修課程テキスト



福祉・介護職員が自らのキャリアアップの道筋(キャリアパス)を描き、それぞれのキャリアパスの段階に応じて共通に求められる能力を段階的・体系的に習得することを支援するテキストです。

- 初任者編 ● 中堅職員編
- チームリーダー編
- 管理職員編

- 全国社会福祉協議会/編
- 各巻定価 本体1,000円(税別)

## 実務者研修テキスト 全6巻



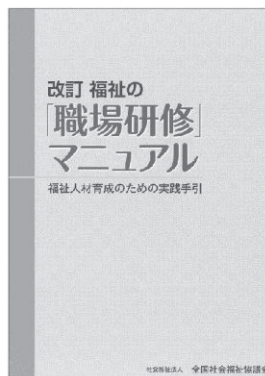
実務経験ルート介護福祉士試験受験者に義務付けられた「実務者研修」の基本テキストです。

- 第1巻 人間と社会 231頁/定価 本体2,300円(税別)
- 第2巻 介護の基本Ⅰ・Ⅱ 505頁/定価 本体3,600円(税別)
- 第3巻 介護過程 147頁/定価 本体1,800円(税別)
- 第4巻 発達と老化の理解・こころとからだのしくみ 251頁/定価 本体2,300円(税別)
- 第5巻 認知症の理解・障害の理解 247頁/定価 本体2,300円(税別)
- 第6巻 医療的ケア(演習実施手順DVD付き) 243頁/定価 本体2,500円(税別)

セットでご購入の場合  
通常価格の1割引引き♪

- 介護福祉士実務者研修テキスト 総括編集委員会 編
- B5 ● 全6巻セット定価 本体13,320円(税別)

## 改訂 福祉の「職場研修」マニュアル

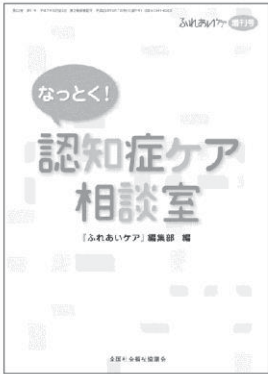


職員の資質向上・人材育成のための必須要件である「職場研修」を計画化・体系化し、さらに効果をあげるための具体的な手引書です。施設や社協等各方面で20年間活用されてきた旧マニュアルを、本会が開発した「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」に即した観点から大幅に改訂しました。

- 宮崎民雄 監修 全国社会福祉協議会 編
- A4/115頁 ● 定価 本体1,300円(税別)



## なっとく！認知症ケア相談室



月刊誌『ふれあいケア』の好評連載コーナー「認知症ケア相談室」の事例に書下ろしを加え、読みやすいQ&A方式に再構成しました。認知症ケアの基礎を知りたい、悩み解決の糸口を見つけたい、どのような研修をしたらよいか知りたいなど、認知症ケアに関するあらゆる課題解決に役立つ一冊です。

- 『ふれあいケア』編集部 編
- B5/160頁 ●定価 本体1,600円

## 介護現場のリスクマネジメント PART2



月刊誌『ふれあいケア』の連載記事「介護現場のリスクマネジメント」の掲載分のなかから高齢者介護現場で参考になる35事例をまとめ、カンファレンス形式でその対応や予防策を考えるとともに、法律上の解釈と対応についてアドバイスしています。

- 『ふれあいケア』編集部 編
- A5/180頁 ●定価 本体1,300円(税別)

## きちんと苦情対応



本書では、介護現場での苦情対応を利用者とのコミュニケーションの一つと位置づけ、職員の皆さん一人ひとりのコミュニケーション技術が向上することを念頭に、苦情を寄せた利用者の心理と、それをふまえた望ましい苦情対応をまとめています。

- 宮本 薫 著
- B5/35頁 ●定価 本体650円(税別)

## きちんとストレス管理 advance



『きちんとストレス管理』の改訂増補版。ストレスへの基本的なかわり方、セルフケアなどはもちろん、さらに「ワーク・エンゲイジメント」の概念を踏まえ、職場復帰サポートの具体的な方法を追加しました。セルフケアから組織としての支援まで、ストレスマネジメントに関する要素がすべて詰まった一冊です。

- 稲谷ふみ枝 打和登 著
- B5/48頁 ●定価 本体800円(税別)

●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

■ 全社協出版部受注センター ■

TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111  
E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2  
新霞が関ビル

福祉関係図書の検索・注文ができるホームページ

福祉の本出版目録

検索

▶▶ <http://www.fukushinohon.gr.jp>

注文申込書 ●太枠内にご記入のうえFAXにてお申込みください●FAX: 049-257-3111

福祉サービスの第三者評価受け方・活かし方 【高齢者福祉サービス版】	冊	社会福祉施設経営管理論2017	冊
介護実習指導者テキスト 改訂版	冊	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程テキスト 初任者編(冊) 中堅職員編(冊) チームリーダー編(冊) 管理職員編(冊)	
実務者研修テキスト	冊	改訂 福祉の「職場研修」マニュアル	冊
なっとく！認知症ケア相談室	冊	介護現場のリスクマネジメント Part2	冊
きちんと苦情対応	冊	きちんとストレス管理 advance	冊

送付・請求先	ご住所	〒 _____		
	フリガナ	_____		
	お名前	統計	02000024	日本福祉施設士会
	電話番号 ( _____ ) _____	倉庫	2・1	掛率
		得コード		

●ご記入の個人情報は、次の目的の範囲内でのみ使用させていただきます。  
⇒注文確認/商品発送/代金請求/入金確認/新刊案内/商品満足度調査

◎お届けまで1週間から10日ほどかかります(請求書同封)。図書代金のほか、下記のとおり荷造・送料を申し受けます。

1回のご購入額: 1,500円未満…400円 1,500円以上…500円 ※ただし、1回のご注文で10冊以上、または1万円以上ご購入の場合は送料サービス

# もうお済みですか？

## 日本福祉施設士会会員メールアドレス登録のご案内

「会員メールアドレスの登録」はもうお済みでしょうか。登録無料、パソコン、スマートフォン、従来型携帯のいずれのアドレスでもご利用ができます。

毎月1日の朝、5分程度で読める「メールマガジン」をお届けします。実務の役に立ち、知識の幅を広げ、そして仲間からの元気が出るメッセージを、手軽に読むことができます。未だお済みでない方は、以下を参照のうえぜひご登録ください。機器の操作にご不安のある方は本会事務局までご相談ください。

### お届けする多彩な情報(バックナンバーも読めます)

#### ●「日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン」の発行(毎月1日)

「今月のチェックリスト」 ※管理者としておさえておきたい経営の“ツボ”

「時事／用語解説」 ※施設種別を超えた幅広い分野の基礎をおさらい

「福祉施設士リレートーク」 ※仕事に元気の出るポジティブリレー

他、福祉制度関連情報、研修情報等を適宜ご案内します。

#### ●研修事業の開催案内(随時発行)

※メールのサイズを抑えるため、ファイル添付はしません。開催要項を掲載した本会ホームページURLをご案内し、受講のポイントをご紹介します。

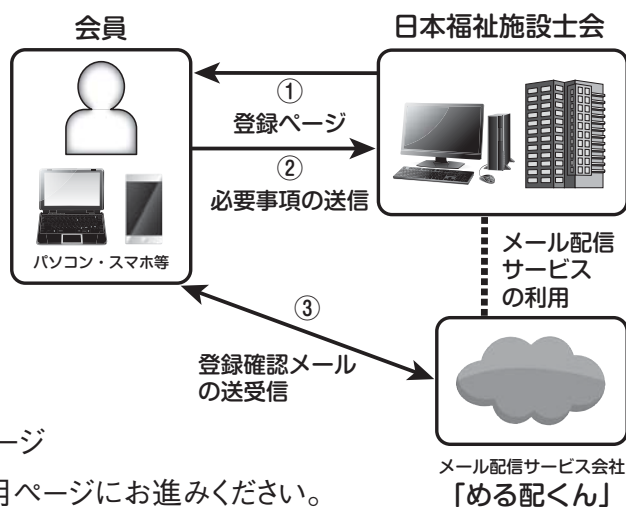
#### ●ブロック・都道府県福祉施設士会事業のご案内(随時発行)

※ブロック・県内の会員に限定送信。

※開催地近隣のブロック・県会員にもお送りする場合があります。

### 登録手続き方法

- ① 日本福祉施設士会ホームページから専用の登録ページへ進む。
- ② アドレスその他必要事項を記入して送信(この時点では未登録です)
- ③ 記入したアドレス宛に配信サービス会社(める配くん)より確認メールが届き、手続き完了です。



アドレス登録は、日本福祉施設士会ホームページ

<http://www.dswi-sisetusi.gr.jp/> から専用ページにお進みください。



日 程	予 定 事 業
2月5日(月)	広報委員会(東京都千代田区・全社協会議室)
2月15日(木)～16日(金)	平成29年度東北ブロックセミナー岩手大会(岩手県盛岡市・岩手県県民情報交流センター)
2月21日(水)	平成29年度東海・北陸ブロック福祉施設士セミナー岐阜大会(愛知県名古屋市・名古屋東急ホテル)
2月22日(木)	生涯研修委員会(東京都千代田区・全社協会議室)
2月28日(水)	第3回総務委員会(東京都千代田区・商工会館会議室)
3月15日(木)	第3回理事会・代議員会(東京都千代田区・全社協会議室)

### <ご意見・感想の募集について>

会員の皆様からご意見・感想をお聞かせください。

1. 会報の記事へのご意見・感想をお寄せください。

※特集記事、誌上講座にかかるご質問はもちろん、会報へのご意見や提案も受け付けております。

※本会事業に対してのご意見や、本会執行部・他の会員の皆さまへテーマを示した意見交換の提案なども受け付けております。

2. 文字数は、800字以内でお願いします。

3. 電子メールあるいはFAX、郵送にてご提出ください。

電子メールの場合は、日本福祉施設士会事務局(アドレス z-sisetusi@shakyo.or.jp)まで送信ください。

4. 会報発行月(偶数月)の前月(奇数月)の15日までにお送りください。

5. 掲載する場合は、都道府県ならびに会員ご氏名を掲載いたします。

### 会員名刺の追加発注・修正を受け付けています>>>

異動等による内容の修正はありませんか? 1セット(100枚)2,000円(税込)で承ります。

### 異動の連絡はお早めをお願いします>>>

在籍施設の異動等連絡先が変更となる場合は、お早めにお知らせくださいますよう、お願いいたします。

### 退会を希望される会員の方へ>>>

退会を希望する場合は、所定の退会届を、当該都道府県福祉施設士会を通じて、本会会長宛にご提出ください。

## 事務局だより

過日開催いたしました日本福祉施設士会広報委員会では、この会報に関して、皆様がどのようなコーナーに関心をお持ちで、どのような感想があるかについて、声を聞かせていただきたいとのご意見をいただきました。また、所属される法人や施設からのご提言等(寄稿を含む)があれば、是非、掲載すべきとのご意見もいただきました。活動や行事のご報告も合わせて、お聞かせいただければ幸いです。お待ちしております。

## 福祉施設士 2月号

平成30年2月15日発行 通巻324号 偶数月15日発行  
定価500円(税込)

発行 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・日本福祉施設士会

発行人 高橋 紘

編集人 杉本 憲彦

広報委員会

杉本 憲彦(広報委員長)/三津井 和夫/八木 利彦/伏見 達子/  
長川原 しのぶ/大澤 澄男/藤本 喜章/岩田 敏郎/松林 克典

〒100-8980

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

全国社会福祉協議会 法人振興部

TEL 03(3581)7819 FAX 03(3581)7928

URL <http://www.dswi-sisetusi.gr.jp>



ソウェルクラブ  
**Sowel**  
CLUB

会員数  
**25.1**万人

(平成28年6月現在)

新規会員募集中

福祉の職場で  
働く人を  
支援しています。



### 福利厚生センター(ソウェルクラブ)は…

社会福祉事業等に従事する方の福利厚生を全国一括で展開し、スケールメリットを生かすことにより、個々の法人では実現が難しい充実したサービスを提供しています。

1

#### 加入対象拡大!

平成28年4月から有料老人ホームや医療系の介護保険施設・事業に従事する職員の方々も加入対象となりました。

2

#### ソウェルクラブ ならではのサービス

健診費用の助成、健康生活用品給付、各種お祝品、弔慰金をはじめとした基本サービスに加え、地域密着サービス、クラブオフなど幅広いサービスを展開しています。

3

#### 掛金はわずか年1万円/人

会員1人当たり年1万円のご負担のみで、ソウェルクラブが提供する全てのサービスが利用できます。また、サービスを一部限定した非常勤職員向けコース(年5千円)もごございます。

ソウェルクラブ  
**Sowel**  
CLUB

ソウェルクラブの資料請求、加入のお申し込みは  
**社会福祉法人 福利厚生センター**

<http://www.sowel.or.jp>  
TEL ☎ 0120-292-711

詳しくは  で  または、お電話でお問い合わせください。

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF小川町ビル10階